

第 1 回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 1 月 28 日 午後 3 時から

2 開催場所 由仁町役場 3 階委員会室

3 議事日程

日程第 1 議席議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 土地の賃貸借解約通知について
(3 件)

日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(所有権移転 2 件)

日程第 5 議案第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による
買入れ協議を行う旨の要請について
(4 件)

日程第 6 議案第 4 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による
農用地利用集積計画の決定について
(所有権移転 7 件、賃貸借 7 件、使用貸借 1 件)

日程第 7 議案第 5 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

- 4 出席委員
- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1番 鷺見幸生 | 2番 杉本道哉 | 3番 川端 敦 |
| 4番 田中昭一 | 5番 高橋 智 | 6番 森長正徳 |
| 7番 西田勝敏 | 8番 佐藤弘之 | 9番 河端英利 |
| 10番 松田一博 | 11番 橋口善一郎 | 12番 青山佳代子 |
| 13番 山田正人 | 14番 中道雅彦 | 15番 北川正則 |
- 5 事務局説明員
- | | | |
|---------|---------|---------|
| 局長 青木祐次 | 主査 鈴木 渉 | 主事 野島薫光 |
|---------|---------|---------|

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いします。
ご着席ください。

局長 ただいまから、令和7年第1回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いします。

議長 本日招集いたしました令和7年由仁町農業委員会第1回総会の出席者は15名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第1回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
12番 青山委員、13番 山田委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。本日の総会の会期は、本日1日限りしたいと思います。
が、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りいたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』
 土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。
 内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

 (内容説明)

 議案第1号について、ご説明いたします。

 農地の賃貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの際が、合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第18条第6項の規定により合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

主査 議案の2ページをお開きください。

 1番ですが、貸主は岩内自治区の■■■■氏、借主は同じ岩内自治区の■■■■氏でございます。

 土地の所在は、岩内1927から3172までの4筆の田と1筆の畑で、合計面積は61,959㎡です。

 貸付している農地を売買することから賃貸借を解約するものであります。

 議案資料の1ページをお開きください。

 『解約通知書』については、令和6年9月5日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

 議案の2ページにお戻りください。

主査

2 番ですが、貸主は熊本自治区の [REDACTED] 氏、借主は [REDACTED] でございます。

土地の所在は、熊本 898-1 と 898-5 の 2 筆の田で、合計面積は 2,722 m²です。

貸付している農地を別の農業者へ売買することから賃貸借を解約するものであります。

議案資料の 2 ページをお開きください。

『解約通知書』については、令和 6 年 12 月 2 日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

議案の 2 ページにお戻りください。

3 番ですが、貸主は三川泉町の [REDACTED] 氏、借主は東三川自治区の [REDACTED] でございます。

土地の所在は、川端 1418-1 から 1474 までの 14 筆の畑で、合計面積は 78,659 m²です。

貸付している農地を売買することから賃貸借を解約するものであります。

議案資料の 3 ページをお開きください。

『解約通知書』については、令和 7 年 1 月 20 日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

なお、すべて 6 か月以内の要件及び 30 日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議長

議案第 1 号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員

ありません。

議長

質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 1 号については、当農業委員会として解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第1号については、当農業委員会として適正に合意解約の手続きが行われていると認めることにいたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』

農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第2号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転2件であります。

農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「地域に調和すること」という各要件を満たしていなければなりません。が、全ての要件を満たしているものと判断されます。

議案の4ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は岩内 2506、2507 の2筆の畑で、合計面積は3,523 m²です。

譲渡人は、札幌市東区の■■■■氏、譲受人は岩内自治区の■■■■氏です。

申請理由は、譲渡人は、相続で取得した申請地を管理することが困難なため、贈与するものであり、譲受人は、申請地を譲り受け経営を拡大するものであります。

なお、農地については、贈与により無償となっております。

主査

申請地の所在について説明しますので、議案資料の5ページをお開きください。

申請地は、道々夕張長沼線・町道岩内東西線の北側にある岩内地区の農地で、許可申請地と白線で囲まれている箇所でございます。

議案の4ページにお戻りください。

2番ですが、土地の所在は熊本898-1と898-5までの2筆の田で、合計面積は2,722㎡です。

譲渡人は、熊本自治区の■■■■氏、譲受人は山柵自治区の■■■■です。

申請理由は、譲渡人は、土地の区画が小さく、耕作が不便な申請地を隣接地で耕作している農業者に売却するものであり、譲受人は、申請地を買い受け経営を拡大するものであります。

農地の売買価格については、■■■■円で、10aあたり約■■■■円でございます。

申請地の所在について説明しますので、議案資料の6ページをお開きください。

申請地は、町道9番線の南側にある熊本地区の農地で、許可申請地と白線で囲まれている箇所でございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長

議案第2号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員

ありません。

議長

質疑がないようですので採決に入ります。

議案第2号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員

ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、議案第2号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第5、議案第3号『旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第3号『旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、同法第16条第1項に基づき買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第3号について説明いたします。

議案の6ページをお開きください。

本件は4件で、農地売買等支援事業として、北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

審査の結果、要請することに決定した場合は、町長が本事業による買い入れを公社へ要請し、協議を進めていくことになっております。

1番ですが、土地の所在は山楸1213の1筆の田で、面積は21,139㎡です。

あっせん申出者は、岩内自治区の■■■■氏です。

本件は1月24日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ岩内自治区の■■■■氏を予定しております。

主査 議案資料の7ページをご覧ください。

農地は、岩内地区の町道山楸中間線の南側にある、あっせん申出地②の白線で囲まれた農地で水田となっておりますが、公社買取価格は、10aあたり■■■■円、金額が■■■■円です。

なお、あっせん申出地①については、次の議案で提案させていただきますが、基盤強化法による集積計画での売買予定の農地であります。

議案の 6 ページにお戻りください。

2 番ですが、土地の所在は岩内 1811-4 から 1811-11 までの 4 筆の田で、合計面積は 43,018 m²です。

あっせん申出者は、岩内自治区の■■■■氏です。

本件は 1 月 24 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ岩内自治区の■■■■氏を予定しております。

議案資料の 8 ページをご覧ください。

農地は、岩内地区にある町道上岩内線の北側にある農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地①から④までの水田で、すべて、10a あたり ■■■■円、金額が ■■■■円です。

議案の 6 ページにお戻りください。

3 番ですが、土地の所在は岩内 1927 から 3172 までの 4 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 62,935 m²です。

あっせん申出者は、岩内自治区の■■■■氏です。

本件は 1 月 24 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ岩内自治区の■■■■氏を予定しております。

議案資料の 9 ページをご覧ください。

農地は、岩内地区にある道々東三川由仁停車場線沿いにある、あっせん申出地①から⑥までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地①の畑が 10a あたり ■■■■円、あっせん申出地②の水田が 10a あたり ■■■■円、あっせん申出地④の水田が 10a あたり ■■■■円、あっせん申出地⑤と⑥の水田が 10a あたり ■■■■円で、金額が ■■■■円です。

主査

なお、あっせん申出地③の水田については、次の議案で提案させていただきますが、令和7年度に畑地化する予定であり、基盤強化法による集積計画での売買予定の農地であります。

議案の6ページにお戻りください。

4番ですが、土地の所在は川端1418-1から1474までの14筆の畑で、合計面積は78,659 m²です。

あっせん申出者は、三川泉町の■■■■氏です。

本件は1月24日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、東三川自治区の■■■■

■■■■を予定しております。

議案資料の10ページをご覧ください。

農地は、川端地区にある高速道路の南側にある、あっせん申出地①から⑭までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地①から⑭までの畑で、すべて10aあたり■■■■円、金額が■■■■円です。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長

議案第3号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員

ありません。

議長

質疑がないようですので採決に入ります。
議案第3号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員

ありません。

議長

異議ないものと認めます。
よって、議案第3号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。

議長

次に、日程第6、議案第4号『旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第4号『旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、所有権移転の関係を鈴木主査、賃貸借及び使用貸借の関係を野島主事からそれぞれ説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第4号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買が7件、賃貸借が7件、使用貸借が1件の農用地利用集積計画です。

利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の2月3日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

議案の8ページをお開きください。

1番については、公益財団法人北海道農業公社からの早期売渡しでございます。

2番から5番については、先月12月の総会で決定し、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。

次の9ページの6番と7番については、1月24日に開催された農地あっせん調整会議において所有権移転が決定された売買でございます。

主査

それでは、議案の 8 ページにお戻りください。

1 番ですが、土地の所在は山形 255 の 1 筆の田で、面積は 17,325 m²、売買価格は [REDACTED] 円です。

譲渡人が公益財団法人北海道農業公社、譲受人は、栗山町字富士の [REDACTED]、令和 3 年度の 5 年タイプ事業の早期売渡しです。

2 番ですが、土地の所在は新光 185 の 1 筆の田で、面積は 421 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は下古山自治区の [REDACTED] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ下古山自治区の [REDACTED] 氏です。

3 番ですが、土地の所在は山柵 444-1 から 449-1 までの 2 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 19,141 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は下古山自治区の [REDACTED] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ下古山自治区の [REDACTED] 氏です。

以上で議案第 4 号の 1 番から 3 番の説明を終わります。

議長

議案第 4 号の 1 番から 3 番の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員

ありません。

議長

質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 4 号の 1 番から 3 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員

ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、議案第 4 号の 1 番から 3 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長

ここで、議案第4号の4番と5番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から [] には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

議長

それでは議案第4号の4番と5番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査

4番ですが、土地の所在は新光171から261までの9筆の田と1筆の畑で、合計面積は50,716㎡です。

売買価格は、[] 円で、譲渡人は下古山自治区の [] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ下古山自治区の [] 氏です。

5番ですが、土地の所在は新光181-1から301-1までの9筆の田と3筆の畑で、合計面積は82,733㎡です。

売買価格は、[] 円で、譲渡人は古川自治区の [] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は下古山自治区の [] 氏、 [] 氏、 [] 氏です。

以上で議案第4号の4番と5番の説明を終わります。

議長

議案第4号の4番と5番の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員

ありません。

議長

質疑がないようですので採決に入ります。

議案第4号の4番と5番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員

ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、議案第4号の4番と5番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 議案第4号の4番と5番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、[]に報告します。

議長 それでは議案第4号の6番以降の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 議案の9ページをお開きください。
6番ですが、土地の所在は山桝 1208 の1筆の田で、面積は21,993 m²です。

売買価格は、[]円で、譲渡人は岩内自治区の[]
[]氏で、譲受人は同じ岩内自治区の[]氏です。

議案資料の7ページをご覧ください。
農地は、岩内地区の町道山桝中間線の北側にある、あっせん申出地①の白線で囲まれた農地です。
売買価格は、10a あたり []円となっております。

議案の9ページにお戻りください。
7番ですが、土地の所在は岩内 1929 の1筆の田で、面積は2,861 m²です。
売買価格は、[]円で、譲渡人は岩内自治区の[]
氏で、譲受人は同じ岩内自治区の[]氏です。

議案資料の9ページをご覧ください。
農地は、岩内地区にある道々東三川由仁停車場線の西側にある、あっせん申出地③の白線で囲まれた農地です。
売買価格は、10a あたり []円となっております。
なお、こちらの農地については、令和7年度に畑地化する予定となっております。

主査 議案の10ページをお開きください。
8番以降は、賃貸借及び使用貸借の案件になりますので、野島主事から説明いたします。

主事

8番から次の11ページの14番までについては、11月の総会で決定し、公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を事業参加者に対して賃貸借するものです。

15番については、使用貸借となっております。

8番ですが、土地の所在は古川 345-1 の1筆の畑で、面積は13,609 m²です。

賃貸借期間は、令和11年12月1日までの5年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古川自治区の [REDACTED] 氏で、新規の案件です。

9番ですが、土地の所在は古川 678-1 の1筆の田で、面積は8,986 m²です。

賃貸借期間は、令和11年12月1日までの5年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古川自治区の [REDACTED] で、新規の案件です。

10番ですが、土地の所在は古川 683-1 から 697 までの3筆の田と2筆の畑で、合計面積は36,306 m²です。

賃貸借期間は、令和11年12月1日までの5年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古川自治区の [REDACTED] 氏で、新規の案件です。

11番ですが、土地の所在は山楸 437-1 から 471-1 までの11筆の田と1筆の畑で、合計面積は87,083 m²です。

賃貸借期間は、令和11年12月1日までの5年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の下古山自治区区の [REDACTED] で、新規の案件です。

12番ですが、土地の所在は熊本 978 の1筆の田で、面積は8,847 m²です。

賃貸借期間は、令和11年12月1日までの5年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

主事 貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の山柵自治区の■■■■氏で、新規の案件です。

なお、当初の事業参加者については、■■■■
■■■■となっておりましたが、今年の1月から経営主の変更に
伴い、事業参加者が■■■■になっております。

13 番ですが、土地の所在は中三川 409 から 424 までの 1 筆
の田と 7 筆の畑で、合計面積は 63,834 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 12 月 1 日までの 5 年間で、賃貸
借料は、年間 ■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加
者の中三川自治区の■■■■氏で、新規の案件です。

議案の 11 ページをお開きください。

14 番ですが、土地の所在は中三川 881 から 932 までの 11
畑で、合計面積は 54,229 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 12 月 1 日までの 5 年間で、賃貸
借料は、年間 ■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加
者の中三川自治区の■■■■で、新規の案件で
す。

15 番ですが、土地の所在は、山柵 1000 から 1222 まで、本
三川 74-1 から 92 までの 29 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積
は 164,656 m²です。

使用貸借期間は、令和 27 年11月30日までの 20 年間です。

貸主は、山柵自治区の■■■■氏、借主は経営主である
■■■■氏で、新規の案件です。

以上で議案第 4 号の 8 番から 15 番の説明を終わります。

議長 議案第 4 号の 6 番から 15 番の説明が終わりましたので質
疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 4 号の 6 番から 15 番については、農用地利用集積
計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第4号の6番から15番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 次に、日程第7、議案第5号『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第5号『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について』

由仁町農業委員会は、農地制度の適正執行等、公正・公平な職務遂行について、法令遵守の徹底を図るため、次のとおり決議するものでございます。

(内容説明)

農地転用に係る収賄や虚偽の申請等を行う農業委員の不祥事が令和元年に連続して発生しまして、同年に開催されました全国農業委員会会長代表者集会におきまして、農業委員会の委員等の綱紀粛正に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されましたことから、全国の農業委員会においても法令遵守の申し合わせの決議を毎年度1回以上行うこととなったものです。決議内容について、読み上げます。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、次の事項について、ここに申し合わせ、決議する。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

局長 特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同法第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 7 年 1 月 28 日 由仁町農業委員会
以上になります。

ただ今、読み上げました決議内容にご賛同いただき、今後の農業委員会活動を行っていくうえで、由仁町農業委員会として法令遵守の徹底を図っていくものといたします。

決議についてよろしくお願いします。

以上で議案第 5 号の説明を終わります。

議長 議案第 5 号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 5 号については、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の内容にご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 5 号については、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議のとおり皆様、法令遵守を徹底するようよろしくお願いします。

議長 おはかりいたします。

本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 16 時5分)

議事録署名委員

12 番 青山 佳代子



13 番 山田 正人

